

## 計画の基本理念

群馬県交通安全計画は、「人優先」の交通安全思想の下、これまで50年にわたる取組により、道路交通における交通事故死者数を過去最悪であった昭和47年の351人から、令和2年中は45人（8分の1）にまで減少させるなどの成果を上げてきました。

本計画は、「道路交通」、「鉄道交通」、「踏切道における交通」ごとに、計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしています。具体的には、「交通社会を構成する人間」、「車両等の交通機関」及び「それらが活動する場としての交通環境」という三つの要素について、相互の関連を考慮しながら、交通事故の科学的な調査・分析や、政策評価を充実させ、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、かつ、これを県民の理解と協力の下、強力に推進していきます。

令和7年度までの間、これまで実施してきた各種交通安全対策の深化に加えて、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組み、**究極的には交通事故のない社会の実現と県民一人一人が安全で安心して暮らすことができる「交通安全県・群馬」の確立を目指します。**

### 1 交通社会を構成する三要素

#### (1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図ります。また、交通社会に参加する県民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする意識を持つようになることが重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させていきます。



【腹話術を用いた交通安全教育】

#### (2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結びつかないように、新技術の活用とともに、技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高め、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させることとします。



【先進安全自動車の普及促進】

### (3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備と老朽化対策、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実等を図ることとします。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとします。



【歩道や横断歩道の整備】

## 2 これからの5年間において特に注視すべき事項

### (1) 先進技術導入への対応

今日、道路交通の分野では、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が普及・進展し、事故減少への貢献が見られます。また、ローカル5G\*を活用した自動運転バスの実証プロジェクト等自動化への取組も進められています。先進技術の導入により、ヒューマンエラーの防止を図り、また、人手不足の解決にも寄与することが期待されますが、同時に安全性を確保していくことも重要になります。



【自動運転バスの実証実験】

### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

新型コロナウイルス感染症の影響は、交通安全活動にも様々な課題や制約を生じさせていますが、交通事故発生状況や交通事故防止対策への影響を注視するとともに、必要な対策に臨機応変に着手することが必要です。



【感染症拡大に配慮した交通安全活動】

ローカル5G\* (出典：前橋市)

- ・ 地域や産業の個別のニーズに応じて、地域の企業や自治体等様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステム
- ・ 通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムをスポット的に構築・利用することが可能
- ・ 通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくい。

### 3 横断的に重要な事項

#### (1) 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、被害を最小限に抑えるためには、迅速な救助・救急活動と負傷者の治療の充実を図ることが重要です。また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、交通安全分野においても、交通事故被害者等に対する支援の更なる充実を図ることが重要です。



【ドクターヘリによる救急活動】

#### (2) 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、国、県、市町村、関係機関・団体が緊密な連携の下にそれぞれが責任を担いつつ、施策を推進するとともに、県民の主体的な交通安全活動を促進することが重要です。よって、県などが行う交通安全に関する施策に計画段階から県民が参加できる仕組みづくり、県民が主体的に行う交通安全総点検、地域の特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進することが重要です。



【関係団体と連携した交通安全活動】